

住宅ローンアドバイザー倫理規程

第1章 総則

第1条(本規程の意義)

本規程は、当協会の認定する住宅ローンアドバイザーの業務の適正化及び業務内容の向上をはかるために、住宅ローンアドバイザーの業務に関する規範及び倫理規範等について規定する。

第2条(住宅ローンアドバイザー基本規程との関係)

1. 当協会の認定する住宅ローンアドバイザーは、別途定める住宅ローンアドバイザー基本規程(以下、「基本規程」という。)に精通し、業務の執行にあたっては本規程及び基本規程を遵守しなければならない。
2. 本規程において、用いられる用語は基本規程に従う。

第2章 住宅ローンアドバイザーとしての一般的規律

第3条(住宅ローンアドバイザーの使命)

住宅ローンアドバイザーは、適正な住宅ローンの組成に寄与し、もって不動産購入にあたって顧客の利益をはかることを使命とする。

第4条(品位の保持)

1. 住宅ローンアドバイザーは、品位を保持し、社会通念上その信用を失墜させるような行為を行ってはならない。
2. 住宅ローンアドバイザーは、品位を損なうおそれのある広告宣伝を行ってはならない。

第5条(相互協力)

住宅ローンアドバイザーは、相互に協力して住宅ローンアドバイザー制度の発展に努め、これを阻害すべき行為を行ってはならない。

第6条(適正な助言を与える義務)

住宅ローンアドバイザーは、顧客に対し、住宅ローンに関して適切な助言を与えなければならない。

第7条(名義貸し及び名板貸しの禁止)

住宅ローンアドバイザーは、当協会によって認定された住宅ローンアドバイザーとしての資格ないし名義を、第三者に貸与し、または名板貸ししてはならない。

第8条(資質の維持・向上)

住宅ローンアドバイザーは、常にその知識の研鑽と識見の涵養に努力し、住宅ローンアドバイザーとしての資質の維持・向上に努めなければならない。

第3章 職務の執行に関する規律

第9条(適正職務執行義務)

住宅ローンアドバイザーは、公正かつ迅速にその業務を遂行しなければならない。

第10条(法令遵守義務)

住宅ローンアドバイザーは、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法その他関係法令を遵守しなければならない。

第11条(情報開示義務)

住宅ローンアドバイザーは、顧客に対し組成可能な住宅ローンについて、正確かつ十分な情報を開示する義務を負う。

第12条(説明義務)

住宅ローンアドバイザーは、顧客が求める住宅ローンに関し、相当な説明を行う義務を負う。

第13条(守秘義務)

1. 住宅ローンアドバイザーは、住宅ローンアドバイザー業務の遂行に関し、知り得た業務上の秘密を、正当な理由なく第三者に対して開示または漏洩してはならない。
2. 住宅ローンアドバイザーは、住宅ローンアドバイザー業務の遂行に関し、知り得た顧客に関する情報を、個人情報保護法にしたがって管理すべき義務を負う。

第14条(書類作成代理の禁止)

住宅ローンアドバイザーは、顧客に対し、住宅ローンアドバイザー業務に関する書類を顧客に代理して作成してはならない。

第15条(他の登録者との関係)

1. 住宅ローンアドバイザーは当協会の認定すると否とを問わず他の住宅ローンアドバイザーの業務の遂行を妨害してはならない。
2. 住宅ローンアドバイザーは、当協会の認定すると否とを問わず他の住宅ローンアドバイザーの業務につき、みだりに誹謗中傷してはならない。

第16条(他の案件への介入の禁止)

住宅ローンアドバイザーは、当協会の認定すると否とを問わず、他の住宅ローンアドバイザーが、住宅ローンアドバイザーとしての業務の遂行に着手している顧客に対し、住宅ローンアドバイザー業務を行ってはならない。

第17条(紛争発生の防止)

1. 住宅ローンアドバイザーは、その業務の遂行に関し、顧客との紛争の発生の防止に努めなければならない。
2. 住宅ローンアドバイザーは、その業務に関し、顧客との間に紛議を生じたときは、自主的かつ円満な協議により解決するよう努めなければならない。

第4章 顧客との関係に関する規律

第18条(顧客保護義務)

住宅ローンアドバイザーは、顧客の利益保護に努め、故意または過失により、住宅ローンアドバイザーとしての業務に関し、顧客の利益を侵害すべき行為を行ってはならない。

第19条(利益相反行為の禁止)

1. 住宅ローンアドバイザーは、顧客による住宅の取得ないしこれにかかる住宅ローンの組成が、自らまたはその利害関係人の利益に相反するときは、顧客の同意を得ないかぎり、住宅ローンアドバイザーとしての業務を行ってはならない。

2. 住宅ローンアドバイザーは、住宅ローンアドバイザー業務の実施にあたって利益相反の可能性があると思われるときは、その旨顧客に対し、告知しなければならない。

第20条(顧客からの報酬の収受の禁止)

住宅ローンアドバイザーは、その業務の遂行にあたって、名義の如何を問わず顧客から報酬を受領してはならない。但し、関係法令に別段の定めのある場合、その他当協会規則等において別段の定めがある場合はこの限りでない。

第21条(預かり金等の禁止)

1. 住宅ローンアドバイザーは、その業務の遂行にあたって、名義の如何を問わず顧客から預かり金をしてはならない。
2. 住宅ローンアドバイザーは、その業務の遂行にあたって、正当な事由なく、顧客と金銭の貸借をし、または保証をさせ、あるいはこれをしてはならない。

第22条(顧客に対する不当誘引の禁止)

住宅ローンアドバイザーは、住宅ローンアドバイザー業務を実施するため、顧客を不当な方法によって誘引してはならない。

第23条(不動産取引との抱き合わせの禁止)

住宅ローンアドバイザーは、顧客に対し、住宅ローンアドバイザー業務の実施を、不動産取引を行うこととの条件とし、または事実上強制してはならない。

第24条(公正の保持)

住宅ローンアドバイザーは、その業務の遂行にあたって、公正を保ち得ないおそれがあると判断されるときは、住宅ローンアドバイザーとしての業務を遂行してはならない。

第5章 雑 則

第25条(本規程の改訂)

本規程は、当協会の住宅ローンアドバイザー推進特別委員会の決定により改訂することができる。

以 上

2008年7月1日
全日住宅ローンアドバイザー推進特別委員会制定